第2章 本県農業・農村の現状と課題

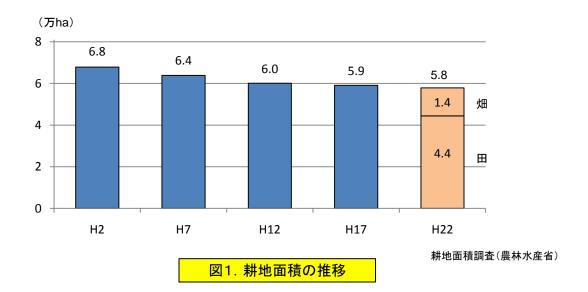
2-1 耕地面積

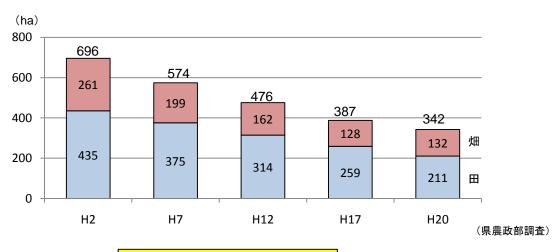
本県の平成22年の耕地面積は58,000haであり、平成17年の59,100haと比較して1,100ha (1.9%) 減少していますが、近年ではその減少幅が小さくなっています。耕地面積の内訳では、田が44,400haと全体の77%を占めており、全国平均の54%と比較して水田の割合が高いことがわかります(図1)。

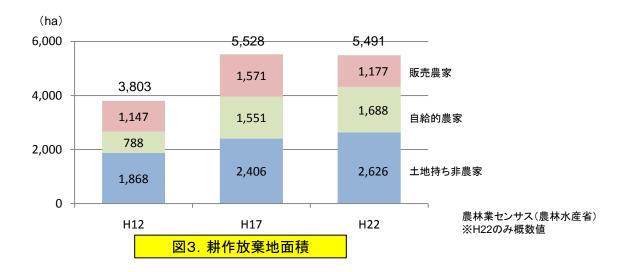
農地から宅地等への年間転用面積は、平成20年が342haとなり年々減少傾向にあります(図2)。この転用面積のうち67%は平坦地域の農地であり(農政部調査)、都市的地域を含む平坦地域での農地の利活用により保全を進める必要があります。

平成22年の耕作放棄地面積は5,491haとなり、平成17年の5,528haと比べ37ha減少しました(図3)。中でも販売農家の耕作放棄地面積は約400haほど減少しており、耕作放棄地解消に向けた活動の成果が現れていると考えられます。

国では食料自給率向上に向け、農地面積や耕地利用率の向上を目指しています。県では県民へ食料を提供し県土の保全を図るため、県内の優良農地を守り生産基盤を強化していくための農地の適切な管理や有効利用を進める必要があります。







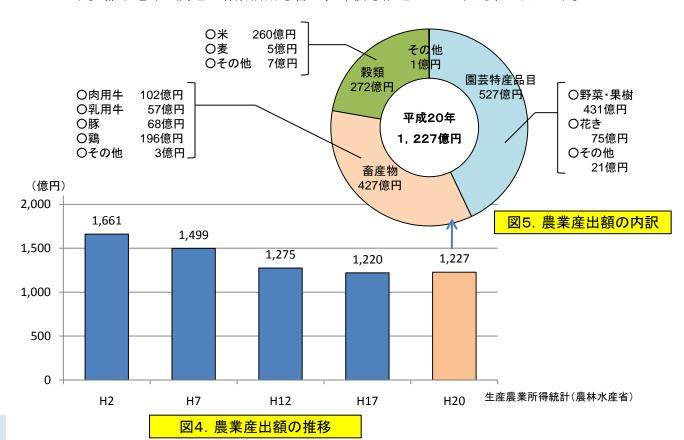
2-2 農業生産

農業産出額は昭和59年の1,752億円をピークに減少を続けてきましたが、平成20年の農業産出額は1,227億円となり、平成17年の1,220億円と比較して7億円増加するなど、近年は横ばい状態で推移しています(図4)。

また、平成20年の農業産出額のうち、野菜、果樹、花き等の園芸特産物は518億円で全体の42%を占めています。畜産物は427億円で全体の35%、米・穀類などは281億円であり全体の23%を占めています(図5)。

本県の園芸品目には、ほうれんそうやトマトなど大阪や名古屋等の市場で高いシェアを確立しているものもありますが、近年産地間競争は厳しくなりつつある中、農業産出額の77%を占める園芸特産品目や畜産物の競争力を高めるための取組が課題となります。

また、水田を中心とした営農組織の経営改善の一環として、えだまめ等野菜の生産導入の取組が始まっています。都市近郊の農地の有効活用も含め、今後も推進していく必要があります。



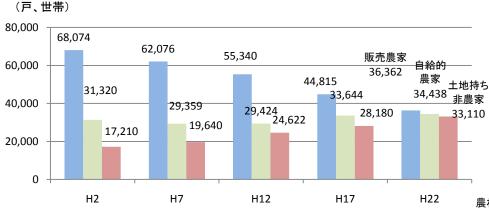
2-3 農業生産の担い手

平成22年の農家戸数は70,800戸となり、5年前の平成17年の78,459戸と比べて7,659戸(9.8%)減少しました(図6)。このうち販売農家が44,815戸から36,362戸と8,453戸(18.9%)減少している一方、自給的農家や土地持ち非農家は増加しており、これらの合計値は2.6%の減少にとどまっています。

販売農家の内訳では、5年前の平成17年と比べて、主業農家が3,530戸から3,108戸へと12.0%の減少、準主業農家が7,892戸から7,228戸へと8.4%の減少、副業的農家が33,393戸から26,026戸へと22.1%の減少となっています(図7)。10年前までは、主に主業や準主業農家の減少が目立ちましたが、この5年間では副業的農家の減少率が最も大きくなりました。

また、農業従事者数は5年前の平成17年と比べて、131千人から●●千人へと●%の●●、農業就業人口は同じく66千人から47千人へと29.1%の減少、基幹的農業従事者は41千人から●●千人へと●%の●となっています(図8)。

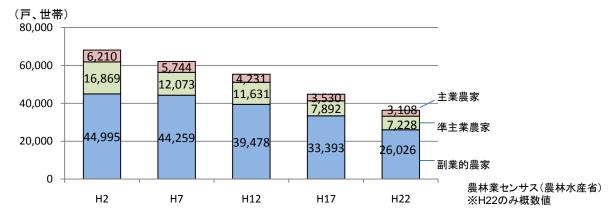
さらに、農業就業人口の平均年齢は69.4歳と、5年前と比べて4.3歳上昇し、65歳以上が占める割合 も64.8%から73.0%へ8ポイント増加するなど、依然として高齢化が進んでいます(図9)。



農林業センサス(農林水産省) ※H22のみ概数値

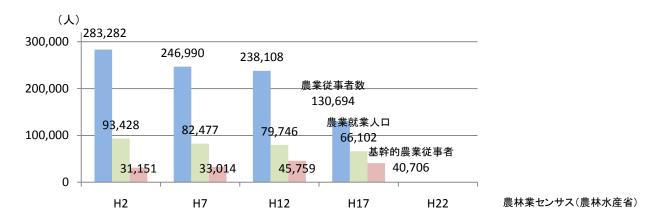
販売農家 : 経営耕地面積が30アール以上または農産物販売金額が50万円以上の農家 自給的農家 : 経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家 土地持ち非農家 : 農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯

図6. 戸数(世帯数)の推移



主業農家 : 農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいる農家 準主業農家 : 農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいる農家

副業的農家 : 65歳未満の自営農業従事60日以上の者がいない農家

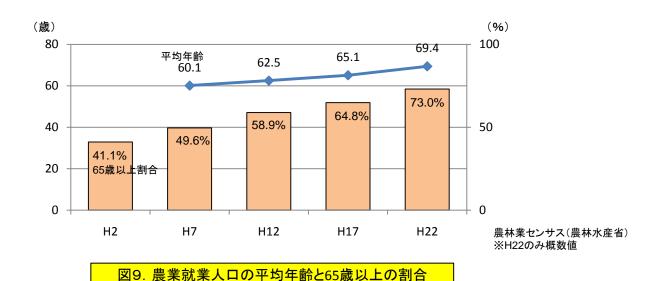


農業従事者: 15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者

農業就業人口:自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者

基幹的農業従事者 : 自営農業に主として従事した世帯員のうちふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者

図8. 農業従事者数等(販売農家)



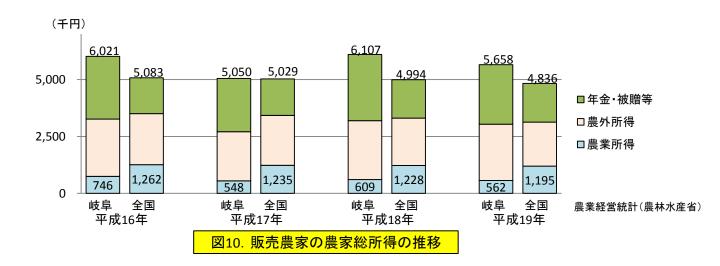
本県の販売農家の農家所得(H19)は、56万2千円となり、全国平均の119万5千円と比べて半分以下である一方、農家総所得での比較では、全国平均より82万円ほど高くなっています。それ以前の3年ほどをみても同様の傾向がみられ、兼業農家が多く農外からの収入が多いことが本県の販売農家の特長であると推察されます。

農外所得に頼る農業経営基盤が脆弱な農家が大半を占める中で、一方では認定農業者や農業法人などの企業的な経営感覚をもった農業者は増加傾向にあり、担い手の二極化が進んでいると言えます。平成21年の認定農業者数は2,203経営体となり平成17年と比べて412経営体増加しました。また、同じく農業法人数は415法人となり、平成17年と比べて72法人増加しています。

今後も本県の農業・農村を持続させるためには、これら経営感覚に優れた担い手の育成が特に重要であり、農地の集積や機械・施設の整備、さらには技術開発などの支援が課題となります。また、荒廃が進む中山間地域の農地については、経営感覚に優れた担い手の育成とあわせて、集団で農地を維持していく「集落営農」の組織化を進める必要があります。

(社)岐阜県農畜産公社に設置されている青年農業者等育成センターでの相談件数は、平成21年が479件となり平成18年と比較して約3倍に増加しています。これは昨今の経済不況を反映して、若者の就職難が社会問題となる中、農業へ挑戦してみたいという期待の現れを裏付けるものと推察されます。

実際の新規就農者は平成21年で66人であり、県や全国農業協同組合連合会岐阜県本部での各種研修の開催などによる効果で、年々増加してきていますが、相談件数の伸びとは比例しておらず、農業をやってみたくても農地や機械の初期投資などでハードルが高く、思うようにいかない現実が伺えます。やる気のある若者をどう受け入れ、本県農業・農村の担い手として育てていくかが大きな課題です。



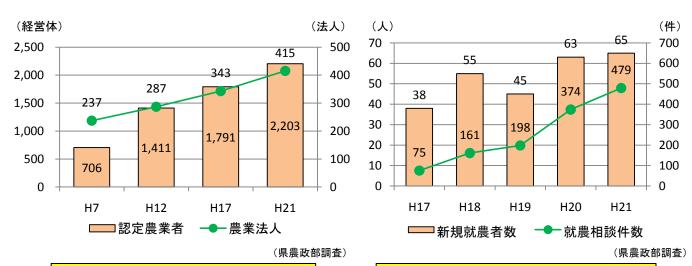


図11. 認定農業者と農業法人の推移

図12. 新規就農者数と就農相談件数の推移

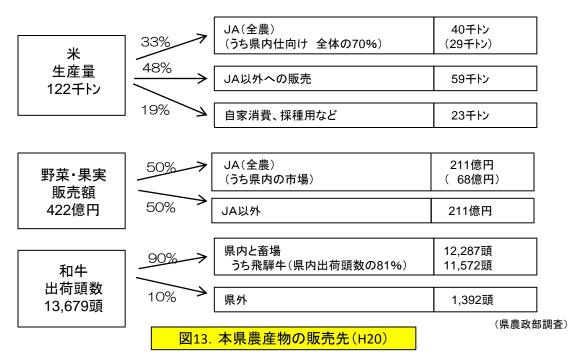
2-4 農畜産物の流通・販売

本県の農産物の販売の状況をみると、米はほとんどが県内で消費されますが、農協等系統組織への出 荷は3割ほどとなっています。

野菜・果実については半分(211億円)が農協等系統組織を通じて県内外の市場へ出荷されており、 残りの半分については契約栽培や直売所への販売などが考えられます。

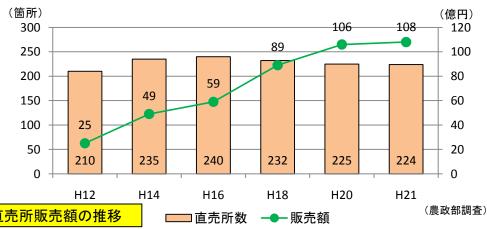
出荷された和牛は約9割が県内のと畜場で処理されています。またそのうちの約8割が飛騨牛として 認定され、主に県内や愛知県へと出荷されています。

これら米や野菜、畜産物など、それぞれ流通・販売の形態は異なっていますが、今後県全体の販売額 を底上げするため、大都市圏へ販売するものや地元消費とするものなど、それぞれの品目にあった販売 戦略を構築し、関係機関と一体となって生産から販売までの支援が必要となります。



一方、近年、食品の安全・安心志向の高まりなどにともない、新鮮で顔の見える地元の農産物への需 要が高まっており、平成21年の県内直売所の数は224箇所となりました。その販売額は平成20年には100 億円を突破、平成21年には108億円となるなど年々増加しており、5年前と比べてほぼ倍増しているこ ととなります。さらに、県内の大手量販店でも、ぎふクリーン農産物など地元農産物の販売コーナーの 設置が進んでいます。

今後は、消費者のニーズに対応してさらに地産地消の取組を進める必要があります。また、加工業者 や量販店等との契約取引など、新たな流通・販売への対応も重要となっています。

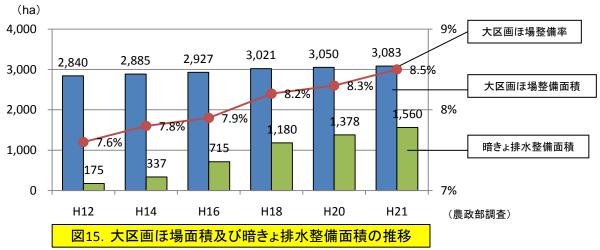


2-5 農業生産基盤の整備

農地の減少や耕作放棄地が増加する状況の中、農業生産の効率を高めるためには、力強い農業経営体へ農地の利用集積を図る必要があることから、これまでにも大区画ほ場の整備や生産調整による水田への麦・大豆の作付を可能にするための排水対策を進めてきました。平成21年には標準区画20 a 以上かつ用排水分離がなされたほ場整備面積は22,585ha(整備率62.0%)で、そのうち50 a 以上の大区画ほ場整備面積は3,083ha(整備率8.5%)、また平成11年以降に整備した暗きょ排水整備面積は1,560haとなっています(図15)。

平坦地域では、地形的条件から大区画ほ場整備が可能であり、大規模経営に向けたほ場の大区画化や 水田の乾田化などを進め、大型機械を使った効率的な作業により生産性の向上を図ることが重要となり ます。

また中山間地域では、不利な地形的条件などにより耕作放棄地の増加や営農が継続できないといった問題があることから、集落営農組織など多様な担い手を支える基盤の整備が必要となります。



本県の農業に不可欠な農業用水は、年間18億トンにも及ぶ膨大な量を通水するという重要な役割を担っています。その用水路は、県全体で約7,000km、基幹的な用水路だけでも約645kmが整備されてきました(表 1)。しかしながら、これら用水路等の水利施設は、その多くが昭和30~40年代に築造されており、既に基幹的用水路の約40%が耐用年数である40年を経過し老朽化していることから、今後そうした施設への対応が課題となっています(図16)。

また、こうした農業施設は従来から農家を中心として維持管理がされてきましたが、近年の農家の減少や高齢化、農村の過疎化・混住化もあいまって農家の負担が増大しており、施設の適切な維持保全が課題となっています。

表1. 基幹農業用水整備改修の延長

項目	~ S44	S45~S54	S55∼H1	H2~H11	H12~H21	累計
改修の延長	247.7	110.7	158.7	54.6	73.8	645.5

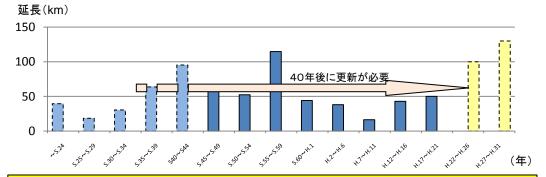


図16. 基幹的農業用用水路の整備改修年の内訳と今後の更新需要見込み

平坦

地域

中山間

地域

本県は、海抜0mの平坦地から3,000mを超える山岳地まで起伏に富んだ地形を有し、気象や自然条 件も多様で、地域の特性に応じた産業・文化が育まれています。農業では、畜産や雨よけハウスによる 高冷地野菜と水田の複合的経営が中心に展開され、土地利用型農業は水田区画が小さいことから大規模 経営体や営農組織の育成が進んでいません。

県全体の83%の面積を占める中山間地域では、県人口の27%の方が生活し、農地面積では27,500haと 県全体の47%を、また農業産出額は662億円と同じく54%をそれぞれ占めています。また、農家戸数は 38,272戸と県全体の49%を占め、認定農業者についても1,376経営体と同じく62%を占めており、これ らのことからも中山間地域は本県農業において重要な役割を果たしていることがわかります。

しかし、中山間地域の農業就業人口の高齢化率も●%と、平坦地域より●ポイント●●、農地の管理 や集落機能の維持が困難になりつつあります。





面積

1万km2--

国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」H20

農業産出額

認定農業者数

県全体 208.9万人

県統計課「岐阜県人口動態統計調査」H21.7.1

(27%)



600億円 574億円 662億円 300億円

県全体 1,236億円 農林水産省「生産農業所得統計」H18

中山間地域の定義について

平成18年度において、農林統計に用いた 地域区分である4類型(都市的地域、平地農 業地域、中間農業地域、山間農業地域)のう ち、中間農業地域と山間農業地域を中山間 地域とした。

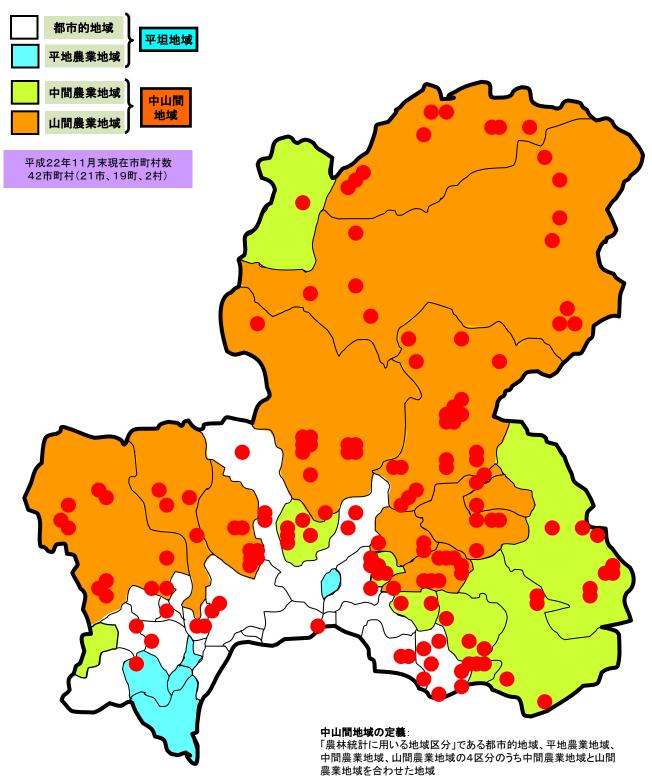
県全体 78.459戸

2005農林業センサス

※「農林統計に用いる地域区分」の4地域類 型については、平成19年度からそれまでの市 町村単位から旧市町村単位の設定に改正さ れた。しかし、現状分析を行うにあたり、旧市 町村で公表されているデータが少ないため、 本分析では市町村単位で設定されていた改 正前の定義を使用した。

また、近年農産物の鳥獣被害が増加しており、平成21年度の被害額は3億9千万円あまりとなりまし た(農政部調査)。5圏域別の被害割合をみると、飛騨地域が44%と最も多く、続いて中濃圏域が31% と続いています。この2圏域で県下の75%を占めており、中山間地域を中心に被害が大きいことが伺え ます。

中山間地域の農地は、傾斜地にあり1筆あたりの面積も小さいなど条件が不利であることに加え、農 産物価格の低下、高齢化による労働力不足、鳥獣被害が多いことなどにより、耕作放棄地の増加が進ん でいます。中山間地域の耕作放棄地の面積は●●haとなり、県全体の●%となりました(2010農林業セ ンサス)。また、中山間地域では農家の離農などが続き「農家戸数が19戸以下・農家人口の高齢化(65 歳以上)率が50%以上」のいわゆる小規模・高齢化集落も121集落と、県全域に存在する147集落のうち の82%を占めており、地域の活力低下が進んでいます(2005農林業センサス)。



平坦地域の定義:

中山間地域以外の都市的地域と平地農業地域を合わせた地域

【小規模・高齢化集落】※2005農林業センサス 総農家数が19戸以下、かつ販売農家の農家人口 の高齢化率(65歳以上)が50%以上である集落

2-7 農村の持つ資源と機能

本県の農村地域は、豊かな自然や美しい農村景観、地域固有の伝統や文化、その土地でしか味わえない「食」など、数多くの地域資源に恵まれており、農村地域は食料の生産の場であるとともに、 人々の癒しや憩いの場としての機能を有しており、グリーン・ツーリズムへの関心も高まっています。

また、一方で農業・農村は洪水防止や土砂崩壊の防止といった県土の保全、水源のかん養、人々に やすらぎを与える良好な景観の形成など多面的機能を有し、中でも中山間地域の多面的機能評価額は 平坦地域と比べ高くなるなど、都市部を含む社会に対して大きく貢献しています。

このように、農村地域は重要な機能を持っているものの、都市部に比べて就業の場が少なく、生活環境基盤の整備も遅れていることから、過疎化・高齢化が進行しており、地域の活力低下の傾向にあります。農村が持つ多面的機能が十分発揮され、活力のある農村となるため、生活環境の整備が課題となっています。

さらに、都市住民が農村を訪れ、農業・農村が持つ多面的機能に触れる機会を増やすために、都市 と農村の交流の促進や、農村への移住・定住を促進する取組も行っていく必要があります。

The Total Markets (Markets of the Late of									
Late Cole	県評価額	県民一人							
機能	(億円/年)	平坦地域	中山間地域	あたり (万円/年)					
洪水防止	640	329	311	3. 1					
水源かん養	492	226	266	2. 4					
土壌浸食防止	48	15	33	0. 2					
土砂崩壊防止	24	13	11	0. 1					
有機性廃棄物処理	0. 1	0	0. 1	0. 001					
大気浄化	1	1	0	0. 006					
気候緩和	3	2	1	0. 01					
保健休養・やすらぎ	226	96	130	1. 1					
合 計	1, 434	682	752	6. 9					

岐阜県農業・農村の多面的機能評価額

※「食料・農業・農村基本問題調査会」で示された代替法により試算(平成22年3月農政部算出)

2-8 ぎふ農業・農村振興ビジョンの評価

本基本計画の策定にあたり、平成18年に策定した「ぎふ農業・農村振興ビジョン」(計画期間平成 18年度~22年度)の評価を行うとともに、農業・農村をとりまく情勢の変化等を踏まえて課題を整理 しました。

※以下の○数字は「ぎふ農業・農村振興ビジョン」の5つの基本方針

①安全・安心な食の確保と提供

- ・ぎふクリーン農業の生産登録面積は平成16年度5,178haから平成21年度12,377haと大幅に増加した 一方で、県政モニターの認知度は32%から27%と低下しました。
- ・県下の直売所等での販売額は平成16年の59億円から平成21年の108億円と倍増しました。
 - ○ぎふクリーン農業の信頼度と認知度の向上対策に取り組む必要があります。
 - 〇直売所を地産地消の拠点と位置づけ、直売所から業務需要等への出荷を図るなど、地産・地消の取組を広げる必要があります。

②産地づくり・ブランドづくり

- ・夏ほうれんそう、えだまめは主要出荷先市場でシェア1位を確保していますが、夏秋トマトは他 県産地との競合が激しくシェアを落としました。果樹では、東京市場において富有柿がトップの 位置に迫っています。また、飛騨牛は全国和牛共進会で枝肉最優秀賞をとるなど評価が高まり、 平成21年の年間認定頭数は11,437頭で平成16年から1,460頭増えました。
- ・春まちにんじん、夏いちご、にんにく等の新たな品目の産地化を進めました。

〇県内農業産出額は近年横ばいとなっており、市場シェアや認知度の高い品目について、品目ごとの目標や生産から販売までの振興策をまとめ、重点的に産地強化する必要があります。また、市場特性や出荷品目に合わせた販売戦略の強化や、国内市場の縮小を見据えた海外市場の開拓を図る必要があります。

〇食味や希少性の高い農畜産物を新たなブランドとして育成していく必要があります。あわせて、加工等による商品開発、販路の拡大や自ら販売を行うなど、6次産業化や農商工連携により高付加価値化を進める必要があります。

③農業生産の担い手の育成・確保

- ・認定農業者数は平成21年度末で2,203人と平成16年度に比べて455人増加、新規就農者数も平成21年度は65人で平成16年度から25人増加しました。また、農協等が中心となった就農研修も始まっていますが、農業就業人口は減少し続けています。
- ・小規模・高齢化集落は県内に147集落あり(2005農林業センサス)、集落営農組織や法人があるのは 9集落のみで、近い将来の営農継続や集落機能の維持が懸念されています。

〇新規就農相談、農地等の情報提供、就農時の地域ぐるみでの支援体制等を強化していく必要があります。また、企業を新たな担い手と位置付け、就農支援体制の情報等を活用し農業参入を支援する必要があります。

○小規模・高齢化集落における地域リーダーの発掘や営農組織の育成を早急に進める必要があります。

④魅力ある農村づくり

- ・耕作放棄地は平成18年からの4年間で耕作放棄地を259haを解消しましたが、新たな耕作放棄地も 発生しています。また、鳥獣被害額は平成20年3億7,664万円で5年前の3倍に増加しました。
- ・農林漁業体験民宿等として県の登録制度に参加している件数は平成21年72件で、農林業・自然体験者数も11万7,553人となっていますが、活動は地域により大きな差がみられます。
- ・農業・農村整備事業はほぼ計画通りに推進しましたが、排水機場・農業用ため池の老朽化が進んでいます。

○耕作放棄地対策と鳥獣害対策は密接に関連しており、地域の実情に応じた対応策の立案と機動的な現地指導が必要です。

○グリーン・ツーリズム受け入れ側の活動強化、観光資源との連携を図る必要があります。

〇農業・農村整備事業は、緊急性の高い事業や効果発現の早い事業を優先するとともに、老朽化 へ計画的に対応していく必要があります。

⑤農村の環境保全機能の強化

・中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策等を活用して、地域全体で農地や農業 用施設の管理を行う活動が広まりました。また、学校教育の中で、稲作体験や生き物調査を実施 する「田んぼの学校」実施数は平成16年5校から平成21年37校へと増加しました。

〇農業と環境との関わりや食育に関して、広く県民に理解していただくとともに、農業生産や農村 景観保全等の支援活動に企業等が参加してもらう取組を広げることが必要です。